

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

(当施設は平成25年8月より算定開始致しました)

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 帯状疱疹
 - 蜂窩織炎
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診察録に記載します。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載します。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

主な治療内容

肺炎	血液検査、経皮的酸素飽和度による測定、抗生素剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生素剤の内服、抗生素剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)などの診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名／年月		令和5年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
肺炎	人数	4		3	8								2
	治療日数	24		5	42								9
尿路感染症	人数	7	2	1	2	2	3	2	5	5	2	4	6
	治療日数	41	9	5	15	6	18	9	30	22	7	13	33
帯状疱疹	人数						1	1					
	治療日数						10	10					
蜂窩織炎	人数									1	1		1
	治療日数									5	10		7

診断名／年月		令和6年											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
肺炎	人数			1	1			4	2	3	3		1
	治療日数			6	10			6	12	20	15		6
尿路感染症	人数	4	2	6	2	2	1	3	2	7	4	2	2
	治療日数	22	10	34	17	13	2	16	20	41	19	6	10
帯状疱疹	人数												
	治療日数												
蜂窩織炎	人数				1						1		
	治療日数				6						5		